

# 短期入所療養介護 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1 事業者の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 慈雄会
代表者名	平原 静 雄
所在地・連絡先	熊本市北区龍田陳内1丁目3番30号 TEL 096-339-7111 FAX 096-339-1120

## 2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設 阿房宮
所在地・連絡先	熊本市北区龍田陳内1丁目3番20号 TEL 096-337-1111 FAX 096-337-1115
事業所番号	4350180057
管理者の氏名	宮 良 賢 次

## 3 施設の理念、目的及び運営方針

### （1）施設の理念

『今日の社会を築かれた人生の先輩方へ感謝し、心豊かな生活を営んでいただきたい。』

### （2）施設の目的

短期入所療養介護は要介護または要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （3）運営方針

- 1 当施設では、短期入所療養計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持、向上を目指すとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」すごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

※個人情報保護に関しては、個人情報保護法等の遵守に努める。

(4) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、直面している課題を評価し、御家族及び利用者本人の意向、希望をふまえて施設サービス計画書を作成します。またサービス提供の状況や目標達成状況を評価し、書面に記載して本人または御家族に説明し、交付します。
職員研修	年に12回、ケアの質の向上に向けて、全体研修を行っています。また外部研修にも積極的に参加しています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	3447㎡	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 4階
	延床面積	3606.54㎡
	利用定員	施設サービス定員(100人)より実入所者数を差し引いた数

(2) 居室

居室の面積	室数	面積(一人当たりの面積)	備 考
個室(従来型)	6	109.62㎡(18.27㎡)	ナースコールを設置
二人部屋	11	204.24㎡(9.28㎡)	ナースコールを設置
四人部屋	18	573.24㎡(8.43㎡)	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設 備	室数	面積(一人当たりの面積)	備 考
食 堂	2	138.04㎡	3階、4階各フロアにそれぞれ設置
機能訓練室	1	227.15㎡	平行棒、リハビリ用階段等
浴 室	1	51.33㎡	一般浴槽、特殊浴槽
診 察 室	2	19.89㎡	利用者の診察、健康管理
家族相談室	1	10.73㎡	2階受付横、相談室に設置
談話室、レクリエーションルーム	2	67.28㎡	3階、4階各フロアにそれぞれ設置
洗 面 所	2	28.64㎡	3階、4階各フロアにそれぞれ設置
便 所	4	96.96㎡	3階、4階各フロアに2箇所設置

(4) 通常送迎の実施地域

熊本市内、北区の龍田、黒髪、清水地区で距離は約半径3km圏内を目安とする  
 ※それ以外の地区、距離でも随時相談に応じます。

## 5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1	○				1	施設運営の管理
医師	1	○				1	利用者の医学的管理
薬剤師	1			○		0.3	利用者の調剤及び内服管理
看護職員	11	○		○		10.5	療養上の看護
介護職員	39	○	○	○		31.5	日常生活の介護
支援相談員	2	○				2	利用者、家族の相談
理学療法士、作業療法士	3	○				3	利用者のリハビリ
管理栄養士	1	○				1	利用者の栄養管理
介護支援専門員	3		○			1	施設サービス計画の作成等
事務、その他	9	○	○	○		6.7	事務処理、清掃、洗濯

## 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休憩
管理者	9:00~18:00	12:00~13:00
医師	9:00~18:00	12:00~13:00
薬剤師	週に13時間	——
看護職員	日勤 9:00~18:00	12:00~13:00 13:00~14:00
	夜勤 17:00~翌9:00	
介護職員	日勤 9:00~18:00	12:00~13:00
	遅出 10:00~19:00	13:00~14:00
	早出 6:30~15:30	13:00~14:00
	早出 7:00~16:00	11:00~12:00
	深夜 00:00~翌9:00	12:00~13:00 2:00~3:00 3:00~4:00
	準夜 16:00~24:00	20:30~21:15 21:15~22:00
支援相談員	9:00~18:00	12:00~13:00
理学療法士、作業療法士	9:00~18:00	12:00~13:00
管理栄養士	9:00~18:00	12:00~13:00
介護支援専門員	9:00~18:00	12:00~13:00
事務、その他	9:00~18:00	12:00~13:00



【料金表】（日額）

介護保険自己負担割合 1割負担

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	579円	726円	753円	801円	864円	918円	971円
多床室	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円

【加算】（日額または月額）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	※1	22円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	※1	18円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	※1	6円/日
夜勤体制加算		24円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	※1	51円/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3円/日
緊急時治療管理		518円
個別リハビリテーション実施加算		240円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間を限度）		200円/日
若年性認知症利用者受入加算		120円/日
療養食加算（1食につき）		8円/回
緊急短期入所受入加算		90円/日
重度療養管理加算		120円/日
口腔連携強化加算（1回につき50単位（1月に1回を限度））		50円/回
生産性向上推進体制加算Ⅰ		100円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ		10円/回
送迎加算（片道）		184円/回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1か月につき）	※2	所定単位数×（39/1000）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1か月につき）	※2	所定単位数×（21/1000）
介護職員等ベースアップ等支援加算（1か月につき）	※2	所定単位数×（0.8/1000）

※1 上記の加算の届出内容や算定の有無については、施設の運営体制、職員配置基準等により変更になる可能性があります。また要介護度別の基本単位及び加算については、今後の法改正等の諸事情によって変更になる可能性があります。変更や追加がある際は、御家族に説明し、同意を得ていきます。

※2 《介護職員処遇改善加算》《介護職員等特定処遇改善加算》《介護職員ベースアップ等支援加算》1か月あたりの介護サービス費の1割または2割または3割の自己負担額合計（サービス費）に各加算率がかかります。また、令和6年6月以降は介護報酬改定により上記3種の加算が1本化となり「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」と変更されます。

### 《重度療養管理加算》

要介護4又は要介護5の利用者に対して、次のいずれかの状態に該当されて、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定します。

●利用者の状態が次のいずれかに該当すること。

- ①常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ③中心静脈注射を実施している状態
- ④人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ⑥膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ⑦経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- ⑧褥瘡に対する治療を実施している状態
- ⑨気管切開が行われている状態。

### 【食費・居住費】

食費および居住費については、利用者の属する世帯の収入に応じて4段階に分かれています。

市・県民税が非課税世帯の方は1～3段階、課税世帯の方は4段階となります。

食費（食事代）（朝食510円、昼食720円、夕食620円）1食ごとの計算となります。

食費、居住費は市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載されている額が利用負担金となります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費（従来型個室）	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
居住費（多床室）	0円	430円	430円	430円	437円
食費	300円	390円	650円	1,000円	1,850円

※上記が1日にお支払いいただく上限となります。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容	利 用 料
理美容代	毎月1回(第3金曜日)理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	年に10回程度バスハイク行事を行っています。御家族の参加は実費となります。参加は任意です	実費をご負担いただきます。
その他の日常生活品費※1	シャンプー・リンス・石鹸等の共用物品 整髪用品、歯磨き用品等	300円/日
日常生活品の購入代行	衣服等の日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。
電気代	居室でテレビ、電気毛布、電気カーペット等を使用したい場合	80円/日
洗濯代※2	日常生活での普段着、下着等の洗濯	150円/日
クリーニング代	セーターやコート等の業務用洗濯機で洗えない衣類等のクリーニング	実費をご負担いただきます。

※1 短期入所療養介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

※2 洗濯を施設で希望される場合は、洗濯代は日割り計算になります。(利用日数×(150円/日))

### 8 利用料等のお支払方法

毎月10日までに「7施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、末日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

お支払方法 ①当施設窓口にてお支払い ②お振込み(振込み先は請求書に記載)

③口座自動振替(振替日毎月26日)

※金融機関が休日の場合は翌営業日 ※上記②③は入金確認後、領収証を発行します。

また、振込・振替手数料は利用者ご負担とさせていただきます。

### 9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

《施設内》

当施設苦情相談窓口	窓口責任者 林 孝昌 ご利用時間 9:00~18:00 ご利用方法 電話(096-337-1111) 面接(当施設2階家族相談室) 苦情箱(2階玄関エレベータ入口付近に設置)
第三者委員	園田 健一 熊本市北区榎木2-8-11-104 090-5730-8011 中島 幹夫 熊本市東区保田窪4-8-36 096-385-7171

＜施設外＞

熊本市役所介護保険課介護事業指導室	熊本市中央区手取本町1番1号	096-328-2793
熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス 苦情相談窓口	熊本市東区健軍2丁目4-10	096-214-1101
熊本県福祉サービス運営適正化委員会	熊本市中央区南千反畑町3-7	096-324-5454

苦情以外にも要望、問い合わせ等もお気軽に担当者まで連絡ください。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「老人保健施設阿房宮 消防計画」にのっとり、対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「老人保健施設阿房宮 消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。利用者の方の安全を考え、利用者役を職員が行い対応しています。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有り	防火扉・シャッター	6箇所
	避難階段	東側、西側の2箇所	屋内消火栓	各フロア 2箇所有り
	自動火災報知機	3箇所 各フロアに有り	誘導灯	有り
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	熊本市中央消防署への届出日：平成17年2月14日 防火管理者：野田 智裕			

11 緊急時における対応方法・協力医療機関等

当施設は、利用者の方の急変や状態の悪化等から、施設医師の医学的判断により受診等が必要と認める場合は、協力医療機関等に受診の対応を行うことがあります。

利用中に心身の状態が急変した場合は、利用者及び御家族（身元引受人）が指定する者へ緊急連絡を行います。

熊本機能病院	所在地	熊本市北区山室6丁目8番1号
	電話番号	096-345-8111
	診療科	整形外科、リハビリテーション科、神経内科、その他
	入院設備	あり
朝日野総合病院	所在地	熊本市北区室園町12番10号
	電話番号	096-344-3000
	診療科	内科、外科、整形外科、消化器外科、総合リハビリテーション
	入院設備	あり
保田窪整形外科 病院	所在地	熊本市東区保田窪5丁目7番27号
	電話番号	096-381-8711
	入院設備	あり
新地ハコ一歯科 診療所	所在地	熊本市北区清水新地6丁目6-7
	電話番号	096-337-3686
	入院設備	なし

## 1.2 施設の利用にあたっての留意事項

医療的処置・管理	介護老人保健施設は、医療機関ではないため医療的処置、管理、病的急変や状態変化への対応等には限りがあることをご理解ください。 当施設で、医療的処置や管理が難しい状態になられた場合は、医療機関へ入院していただき、退所となります。
入院時、退所時の対応	入院中の部屋の確保は行いません。 退所時の居室の私物等はご家族で引き取っていただきます。
高齢者及び認知症への理解	利用者の安心、安全、より良い生活のため最善の支援を行いますが、高齢者及び認知症の方々には、以下のような身体的特徴等があることはご理解ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変化による、混乱、不穏、状態変化</li> <li>・身体拘束を行わないことによる転倒、転落</li> <li>・骨粗鬆症等による骨折</li> <li>・口腔機能低下による誤嚥</li> <li>・利用者間のトラブル</li> <li>・高齢であることや持病等による急変</li> </ul>
来訪・面会	面会時間 8：30～19：30 来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会者名簿に記入してください。 差し入れ等の持ち込みについては、必ず近くのスタッフへお知らせください。 利用者の方の体調や状態次第ではご遠慮いただく場合があります。 利用者や従業員等に対し不適切な言動や危険物等の持ち込みを発見した場合は、面会をお断りします。 ※酒類、たばこの持ち込みはご遠慮ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず外出・外泊届を事前にスタッフへ提出ください。 利用者の方の体調や状態次第ではお控えいただく場合があります。 ※在宅復帰を支援する施設ですので、積極的な協力をお願いします。 他外出、外泊時に医療機関を受診される場合は、必ず施設へ連絡ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	施設内は全面禁煙です。ご協力よろしくお願いします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 集団生活でもあり、多くの認知症高齢者も入所されているため、貴重品や高価なものの持ち込みはご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者及び御家族に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

### 1.3 事故発生時の対応について

事故が発生した際は、利用者の方へ必要な措置を講じ、御家族へ連絡いたします。また施設医師の判断により専門的な対応が必要な場合は、専門的医療機関に診察を依頼します。その後必要に応じて熊本市へ報告を行います。

### 1.4 ショートステイ利用時のお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の1ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。